みつけたら、しらせて。

みなさんの気付きや相談が頼みです。 障がい者が虐待を受けない社会にする法律が できました。

(くわしくは、裏面をごらんください)

※写真は、みどりの風→施設のクリスマス会↓焼き菓子の袋詰め作業中





三郷市自立支援協議会権利擁護部会 ご相談は、三郷市障がい福祉課へ 連絡先 048-953-1111

地域ぐるみで虐待の発生を防ぐ

~平成24年10月より障害者虐待防止法が施行されました~

障害者虐待防止法が平成24年10月より施行されました。

この法律では、障がい者に対し、虐待をしてはならないこと、虐待を発見した人は市町村に通報する義務があること、虐待の予防や早期発見のための国や自治体の役割、虐待を受けた人や虐待をしてしまった養護者への保護や支援などについて定めています。

障がい者虐待では、虐待をしている側の家族などの 養護者が介護疲れや障がいへの知識不足など支援 が必要な場合があります。

地域の皆さんには、虐待のサインに気付いたら、市の障がい福祉課(電話048-930-7778 夜間休日048-953-1111)に相談をお願いします。皆さんの早期の気付きや相談が虐待を未然に防ぎます。



↑メッキの内職作業中の仲間(みどりの風)

■障害者虐待の種類

	養護者による 障がい者虐待	障がい者の生活の世話や金銭の管理などをしている家族や親族、同居している養護者 による虐待のこと
	障がい者福祉施設 従事者等による障 がい者虐待	障がい者福祉施設や障がい福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待のこと
	使用者による 障がい者虐待	障がい者を雇って働かせている事業主などによる虐待のこと

■障害者虐待の例

虐待の種類	具体的な例	サイン
身体的虐待	・殴る、蹴る、つねる、タバコの火を押し付けるなどの暴力を受ける ・無理やり食べ物や飲み物を食べさせられる ・部屋に閉じ込められる、戸外に閉め出される、ベッドに縛り付けられる	体に傷やあざ、火傷の跡がしばしば ある。急におびえたり、こわがった りする。
性的虐待	性的行為を強要される裸にさせられたり、体に触られたりするわいせつな雑誌や映像を無理やり見せられるわいせつな言葉を言われる	肛門や性器などに出血や傷がみられる。ひと目を避け、部屋にひとりでいたがる。
心理的虐待	「バカ」「アホ」などと侮辱されたり、のの しったり、悪口を言われる仲間はずれにされる、無視される	おびえる、泣く、叫ぶなどパニック を起こす。自分で自分を傷つける行 為をする。
放棄・放任(ネグレクト)	・食事を食べさせなかったり、量を減らされる・汚れた服を着替えさせない・病気やけがをしても、病院に連れて行ってくれない・学校にいかせてくれない、必要な福祉サービスを受けさせてくれない	体から異臭がするなど衛生状態が悪 い。学校や職場に出てこない。
経済的虐待	・給料を規定どおり払ってくれない・年金を渡してくれない、日常生活に必要なお金をわたしてくれない	お金を使っている様子がみられない。生活費などの支払いができてい ない。